

# 資料

## 関係条例

### (1) 倉敷市都市計画審議会条例

昭和 44 年 9 月 30 日

条例第 46 号

(設置等)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、倉敷市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置き、同条第 3 項の規定により、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 17 人以内で組織する。

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市議会の議員

(3) 関係行政機関若しくは県の職員又は倉敷市の住民

2 学識経験のある者又は倉敷市の住民として任命された委員の任期は 2 年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員が任命されたときの要件を欠くに至つたときは、その委員は、当然失職するものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、会長は、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員および議案に関係ある臨時委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員および議案に関係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年3月30日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例により増員した委員のうち、学識経験のある者のうちから委嘱される1人の委員の任期は、この条例による改正前の倉敷市都市計画審議会条例第3条第2項の規定にかかわらず、昭和48年11月30日までとする。

附 則(平成12年3月24日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

## (2)倉敷市自転車等駐車場附置義務条例

昭和 57 年 4 月 1 日

条例第 18 号

改正 平成 22 年 12 月 22 日条例第 62 号

(目的)

第 1 条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 55 年法律第 87 号。以下「法」という。)に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車等 自転車又は原動機付自転車(道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
- (3) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(指定区域)

第 3 条 法第 5 条第 4 項の規定により条例で定める区域(以下「指定区域」という。)は、本市内の商業地域及び近隣商業地域とする。

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第 4 条 指定区域内において、次の表中(ア)欄の用途に供する施設で(イ)欄の規模のものを新築しようとする者は、(ウ)欄により算定した規模以上の自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね 50 メートル以内である場所に設置しなければならない。

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模
百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗及び飲食店	店舗面積が 400 平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積 20 平方メートルごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる。)
銀行その他の金融機関	店舗面積が 500 平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積 25 平方メートルごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる。)
ぱちんこ屋その他の遊技場	店舗面積が 300 平方メートルを超えるもの	新築に係る店舗面積 15 平方メートルごとに 1 台(1 台に満たない端数は切り捨てる。)

2 前項の表中店舗面積の算定方法は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第5条 前条第1項の表中(ア)欄の2以上の用途に供する施設(以下「混合用途施設」という。)の新築については、当該用途ごとに同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とみなして、同条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

第6条 店舗面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合には、第4条の規定にかかわらず、店舗面積が5,000平方メートルまでの部分について第4条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に、店舗面積が5,000平方メートルを超える部分について同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の店舗面積の合計(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合には、前条の規定にかかわらず、合計面積が5,000平方メートルまでの部分における各用途の店舗面積が5,000平方メートルに占める割合と、合計面積が5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、合計面積を前項の店舗面積とみなして同項の算定方法を用いて算定した規模をもって、前条の自転車等駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車場の規模)

第7条 次の各号に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について指定区域が定められる前に建築された部分(第11条の規定に該当するものを含む。)を除く。)をすべて新築したとみなして第4条から前条までの規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現に設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模の自転車等駐車場を設置しなければならない。

(1) 第4条第1項の表中(ア)欄の用途に供する施設についての同表中(イ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに第4条第1項の表中(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置)

第8条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域として指定されていない区域に存する部分を存しないものとみなして、第4条から前条までの規定を適用する。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第9条 第4条から第7条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第10条 第4条から第7条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 施設の用途及び店舗面積
- (3) 自転車等駐車場の位置及び規模
- (4) 自転車等駐車場の構造及び設備
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の届出に際しては、自転車等駐車場の位置図その他規則で定める図書を提出しなければならない。

(適用の除外)

第11条 この条例の施行後新たに指定区域となつた区域内において、指定区域となつた日から起算して6箇月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定は適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第12条 第4条から第7条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員をして施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す職員証を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第7条まで、第9条又は第12条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

3 前項の規定による措置命令書の様式は、規則で定める。

(罰則)

第15条 前条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第10条第1項の規定に違反した者及び第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年12月22日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の確認の申請書の提出がなされている施設については、なお従前の例による。

### (3)倉敷市地区計画等の案の作成手続に関する条例

昭和 59 年 12 月 20 日

条例第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 16 条第 2 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項(以下「地区計画等の原案」という。)の提示方法及び意見の提出方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地区計画等の原案の提示方法)

第 2 条 市長は、地区計画等の案を作成しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を告示し、当該地区計画等の原案を当該告示の日の翌日から起算して 2 週間公衆の縦覧に供しなければならない。

- (1) 地区計画等の原案の内容のうち、種類、名称、位置及び区域
- (2) 地区計画等の原案の縦覧場所

(地区計画等の原案に対する意見の提出方法)

第 3 条 法第 16 条第 2 項に規定する者は、前条の規定に基づき縦覧に供された地区計画等の原案について意見を提出しようとするときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、意見書を市長に提出しなければならない。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。